

**社会保障審議会
企業年金・個人年金部会 資料
【ご説明用 サマリー編】**

2 0 2 3 年 6 月 1 2 日

**日 本 証 券 業 協 会
投 資 信 託 協 会
全 国 証 券 取 引 所 協 議 会**

1. 確定拠出年金制度における証券業・資産運用業界の役割・・・・・・・・・・P.2
2. 第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会で示された「今後の検討における主な視点(例)」・・・P.3
3. 「今後の検討における主な視点(例)」に対する証券業界・資産運用業界としての考え方・・・・・・・・P.4
4. 「今後の検討における主な視点(例)」視点①に対する具体的な考え方・・・・・・・・P.6
 - (1)退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること
 - (2)生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入
5. 「今後の検討における主な視点(例)」視点②に対する具体的な考え方・・・・・・・・P.8
 - (3)DCへの自動加入・オプアウトの仕組み検討
 - (4)iDeCoの各種手続き簡素化・迅速化、マイナンバー活用も含め事務手続き効率化
6. 「今後の検討における主な視点(例)」視点③に対する具体的な考え方・・・・・・・・P.11
 - (5)指定運用方法の実績にもとづく検証と見直し

1. 確定拠出年金制度における証券業・資産運用業界の役割

日本証券業協会	全国の証券会社を構成員とする社団法人として1973年7月に設立。金融商品取引法(第67条の2第2項)の規定により内閣総理大臣の認可を受けた認可金融商品取引業協会であり、2023年5月現在、会員(証券会社等)273社、特定業務会員(株式投資型クラウドファンディング専業会社等)12社および特別会員(銀行等)201機関をもって組織される。
投資信託協会	投資者の保護を図るとともに、投資信託及び投資法人の健全な発展に資することを目的として、1957年に設立。投資信託委託会社等を会員とする金融商品取引法上の自主規制機関(第78条第1項:認定金融商品取引業協会)であり、2023年5月現在で、会員会社数は正会員(投資信託・投資法人の運用を行う投資運用業者)205社及び賛助会員39社で組織される。
全国証券取引所協議会	全国の証券取引所を構成員として、1979年2月に発足。全国の証券取引所相互間の連絡協調を図り、証券取引所の機能発揮、証券市場の健全な発展に資することを目的に活動。現在は、日本取引所グループ(子会社として、東京証券取引所、大阪取引所)、札幌証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所により構成。

<証券業界・資産運用業界における企業型DC、iDeCoへの取組み状況>

1 主な証券会社による運営管理機関としての取組み

(1)企業型DCの受託状況

加入者数 81.1万人、規約数 737規約、資産残高 1兆8,670億円 (2023年3月。日証協調べ)

(2)iDeCoの受託状況

加入者数 168.1万人、資産残高 1兆8,201億円 (2023年3月。日証協調べ)

2. 投資信託委託会社によるDC専用ファンドの提供

純資産総額 9兆6,628億円 (2023年4月。投資信託協会による推計)

3. 上記の三団体は連携して、企業型DC及びiDeCoの普及拡大に向けた広報、金融経済教育活動を推進

2. 第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会で示された「今後の検討における主な視点（例）」

私的年金制度に関する今後の検討における主な視点

- ・ 働き方やライフコースの多様化・高齢期の就労拡大・企業年金の実施状況の低下など制度をとりまく現状
- ・ 昨年の部会における意見やこれまでの政府としての取組

等を踏まえると、例えば、以下のような視点から検討していくことが考えられるのではないかな。

【経済・社会の変化】

現役	老後
✓ 働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化	✓ 高齢期の長期化
✓ 生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化	✓ 長期化に伴う老後生活へのニーズの多様化
✓ 高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり	

【経済・社会の変化と私的年金制度】

- ・ 多様な働き方の中で、早期から継続的に資産形成を図ることができるようにする
- ・ 個々の事情に応じて、多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能にする

【今後の検討における主な視点（例）】

- ① 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築
(→ 加入可能要件、拠出限度額、受給方法などの拠出時・給付時の仕組み等)
- ② 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備
(→ 制度のわかりやすさ、手続等の簡素化、企業年金等の普及促進（特に、中小企業）、周知広報等)
- ③ 制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備
(→ 投資教育・指定運用方法の検証、自動移換金対策、運用体制・手法の検証、従来の制度改正で提起された課題等)

(2023年4月12日 第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 資料1より。赤枠は日証協にて追加)

3. 「今後の検討における主な視点（例）」に対する証券業界・資産運用業界としての考え方

第21回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会で示された「今後の検討における主な視点（例）」に関する具体的な考え方

視点① 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築	1. 加入可能年齢及び受給開始年齢上限の引上げ
	2. 拠出限度額の更なる拡充
	3. <u>退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること</u>
	4. <u>生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入</u>
	5. その他 ・ マッチング拠出の弾力化 ・ 老齢給付金の受給要件の緩和 ・ DCに係る特別法人税を撤廃すること
視点② 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備	1. iDeCoの各種手続き簡素化・迅速化、マイナンバー活用も含め事務手続き効率化
	2. DCへの拠出可能額をねんきん定期便等に見える化
	3. 中小事業主掛金納付制度の対象企業の要件を緩和すること
	4. <u>DCへの自動加入・オプトアウトの仕組み検討</u>
	5. その他 ・ 中途引出要件の緩和 ・ 国民年金の第3号被保険者がiDeCoに拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること ・ 財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること ・ 中途退職に伴う退職一時金について企業型又はiDeCoへの移換を可能とすること
視点③ 制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備	1. <u>指定運用方法の実績にもとづく検証と見直し</u>
	2. 運営管理機関による加入者への個別の投資アドバイスを可能とすること
	3. 資産の取崩しと運用を両立するための投資教育、制度整備等を行うこと
	4. 運用指図者や自動移換者への投資アドバイス、教育の方策等を検討すること

3. 「今後の検討における主な視点（例）」に対する証券業界・資産運用業界としての考え方

前頁に挙げた具体的な考え方はいずれも重要なものですが、他のヒヤリング先団体の説明事項と重複している項目があり、また、説明時間が限られていることから、本日の部会では、便宜、以下の5項目に絞ってご説明させていただくこととし、本【ご説明用サマリー編】を用意させていただきました。

（他の項目については【本編】をご参照ください。）

4. 視点①「国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築」関係

- （1）退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること
- （2）生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入

5. 視点②「私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備」関係

- （3）DCへの自動加入・オプトアウトの仕組み検討
- （4）iDeCoの各種手続き簡素化・迅速化、マイナンバー活用も含め事務手続き効率化

6. 視点③「制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備」関係

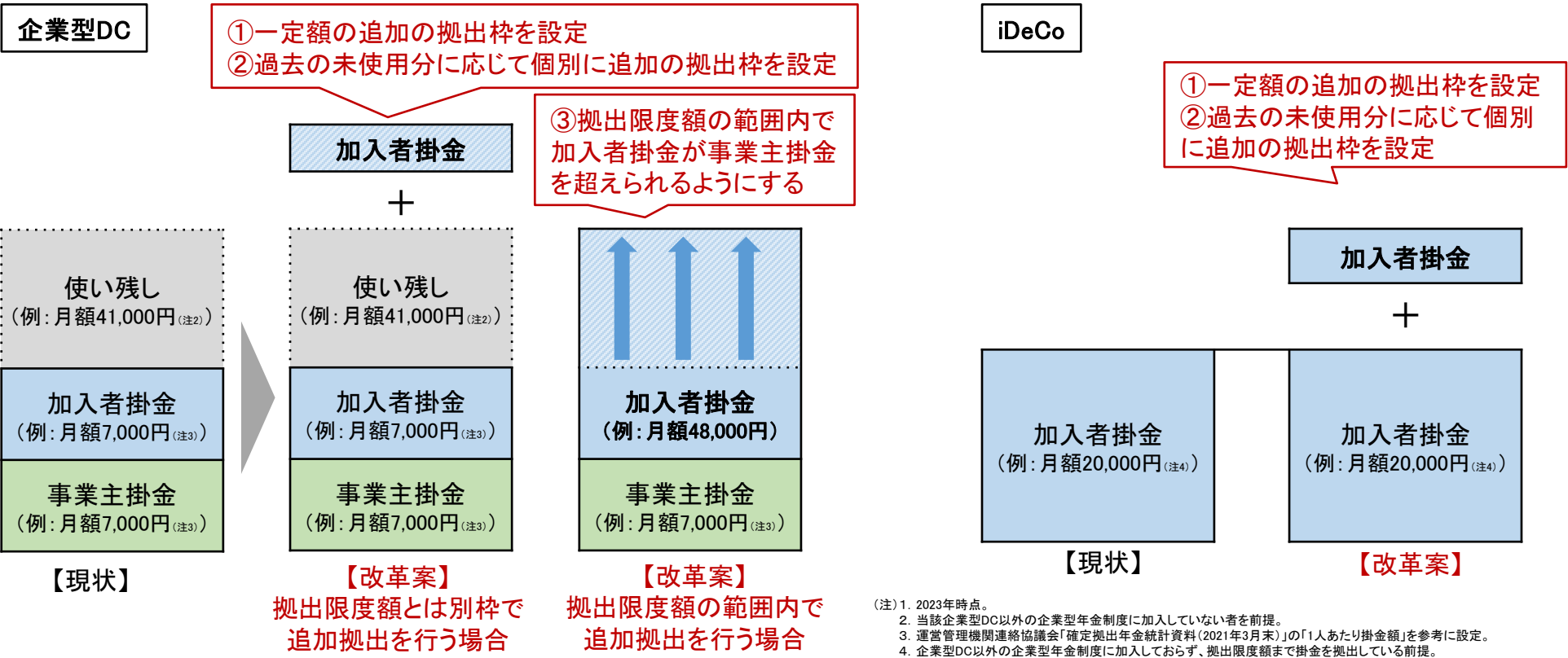
- （5）指定運用方法の実績にもとづく検証と見直し

4. 「今後の検討における主な視点（例）」視点①に対する具体的な考え方

(1)退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること

- 我が国では、加入者掛金額が事業主掛金額を超えられないという制約や就労状況の悪化等により拠出額が少額にとどまる加入者(特に団塊ジュニア世代)は退職後に向けた資産形成が不十分なおそれがある。2017年のiDeCoの加入可能範囲拡大により実質的に追加の拠出枠が設けられたものの、拠出限度額の範囲に限られる。
- 米国では、401(k)プラン等において、50歳以上の加入者に対し、企業型については年7,500ドル^(注1)分、個人型については年1,000ドル^(注1)分の追加的な拠出枠(キャッチアップ拠出)が付与。

⇒我が国においても、一定年齢以上の加入者に対して、これまでの制度拡充の恩恵を享受できるようにするため、拠出限度額に加えて一定額の追加拠出(キャッチアップ拠出)枠を設ける必要があるのではないか。



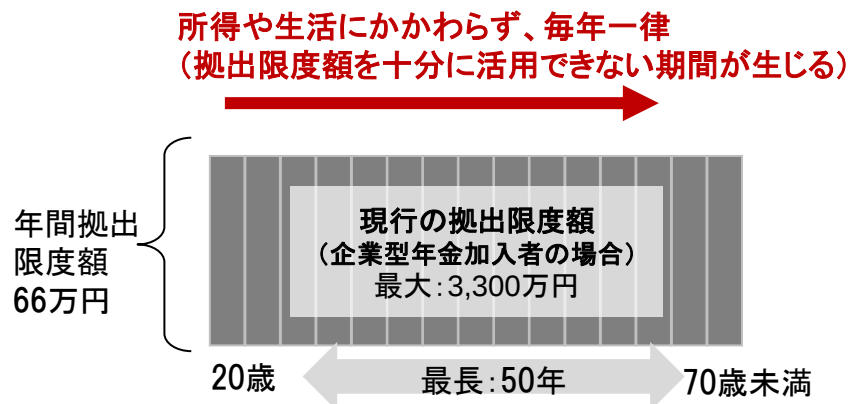
4. 「今後の検討における主な視点（例）」視点①に対する具体的な考え方

(2)生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入

- 現行のDC制度は毎年一律の年間拠出限度額が定められている一方、個人ごとの所得は就労期間にわたって一律ではなく、変動する。
- ライフコースが多様化している現状も踏まえると、幅広い生き方・働き方に応じて個人の老後資産の形成を後押しする制度の整備により、個人ごとに「自助努力の機会の公平性」を保つことが可能となる。
- 現行制度では、生涯にわたり最大3,300万円（企業型年金加入者の場合）の拠出が可能となっていることを踏まえ、同等の生涯拠出枠の範囲内で、所得の低い期間に拠出を減らし、所得の高い期間に拠出を増やすことができれば、自助努力の機会を最大限に活用できる。

⇒ 所得の変動を前提とし、生涯拠出枠（現行制度上の拠出限度額を毎年活用した場合に相当する額）と、自由度の高い年間拠出枠（例えば生涯拠出枠の10分の1）の導入を検討してはどうか。

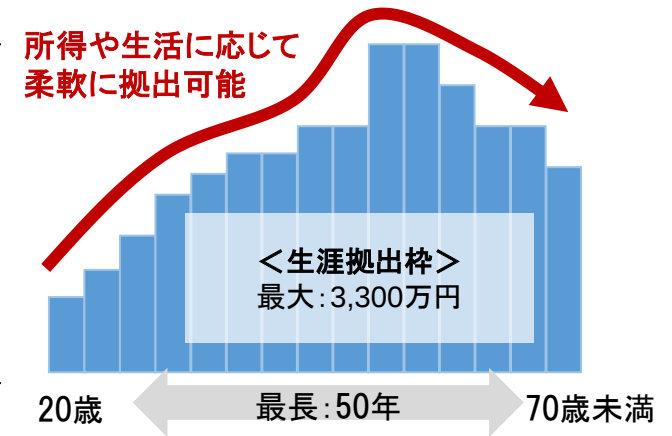
現行の拠出限度額（企業型年金加入者の場合）



自由度の高い
年間拠出枠
（たとえば、
生涯拠出枠の
10分の1まで）

所得変動が激しい個人であっても、十分な資産形成の機会を享受できる水準

生涯拠出枠、自由度の高い年間拠出枠

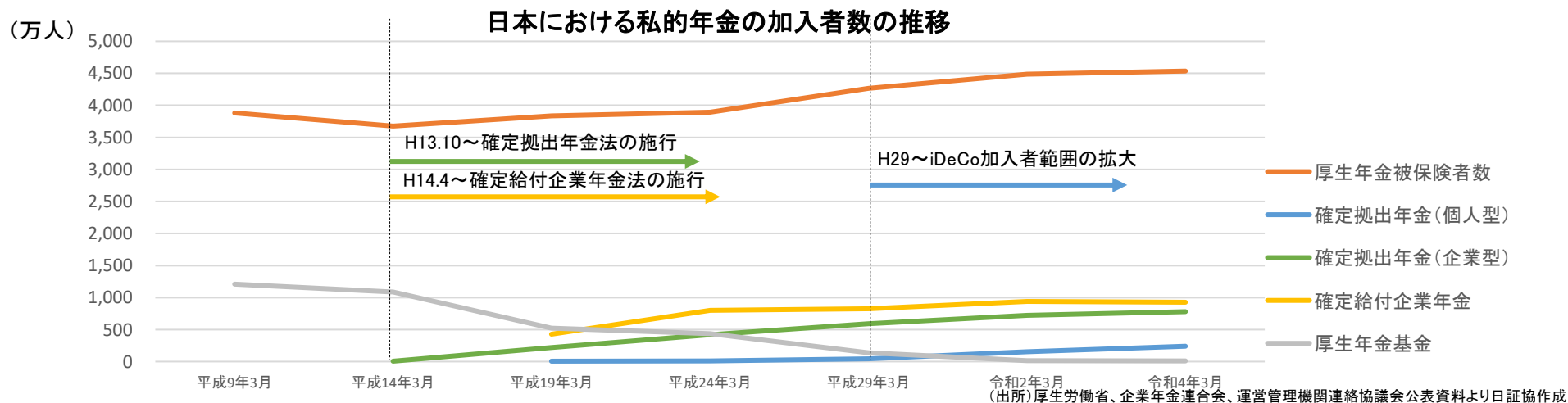


5. 「今後の検討における主な視点（例）」視点②に対する具体的な考え方

(3) DCへの自動加入・オプトアウトの仕組み

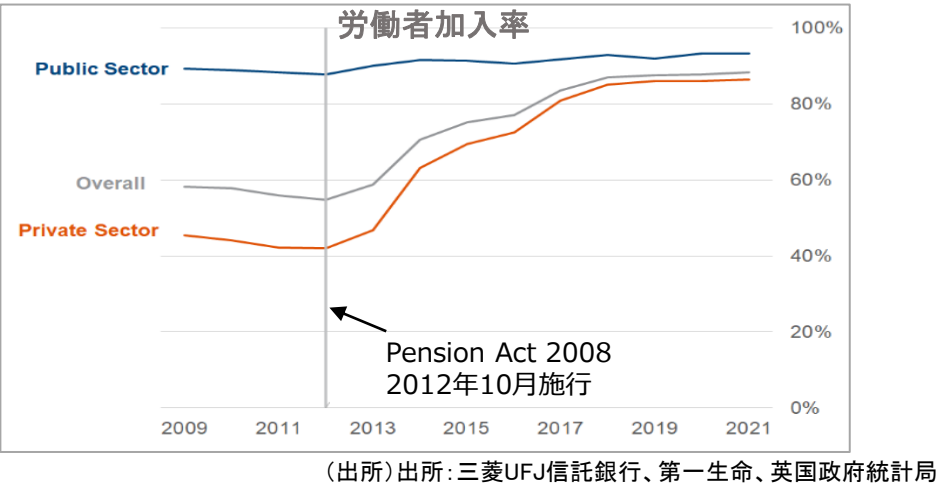
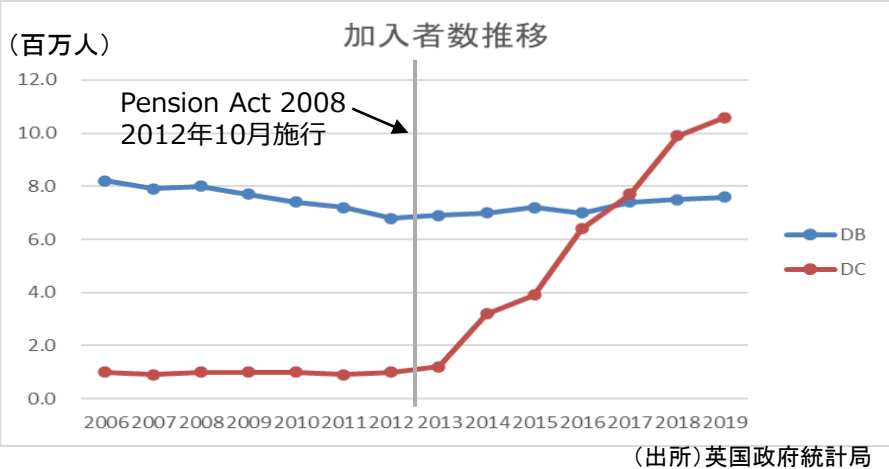
- 日本では、企業年金加入者が増加しつつあるものの、依然として未加入者数は多く、厚生年金被保険者のうち、約2,350万人が未加入。
- 英国では、原則全ての企業に企業年金の実施を強制し、企業に給与の3%相当以上の拠出（従業員拠出・税控除分と合わせ8%以上の拠出）が義務化され（従業員の任意脱退は可能）、デフォルト運用方法の設定が義務化されている（運用商品は変更可能）。中小企業向けに用意されたNEST（簡易な確定拠出年金制度）では、事業主は一時費用やランニング費用はかからず、加入手続きもオンラインで簡易に可能。
- オーストラリアは、1992年に確定拠出年金制度である「スーパーアニュエーション」を導入。全ての企業に企業年金の実施を強制し、企業は給与の10.5%の拠出（毎年0.5%引上げられ、2025年7月以降は12%）が義務付けられている。2022年7月より、18歳以上の従業員については労働時間/給与額にかかわらず全員加入対象となった（18歳未満は週30時間以上勤務又は雇用主と契約書を交わした場合のみ）。正規社員だけでなく、パートタイム労働者などの短時間労働者や外国人労働者などの一時的にオーストラリアで働く者も対象。拠出時、運用時にそれぞれ15%の軽減税率が適用（残高300万豪ドル未満）。引出時は原則非課税。

⇒日本でも、英国・オーストラリアを参考に、原則全ての企業に対し、従業員を私的年金に加入させることを義務づける自動加入の仕組みを導入することで、より多くの労働者が老後に向け「資産所得」を得る制度整備を検討してはどうか。
なお、従業員が自動加入を希望しない場合には、英国における制度と同様、加入しないことを選択（オプトアウト）できるようにすることも考えられる。



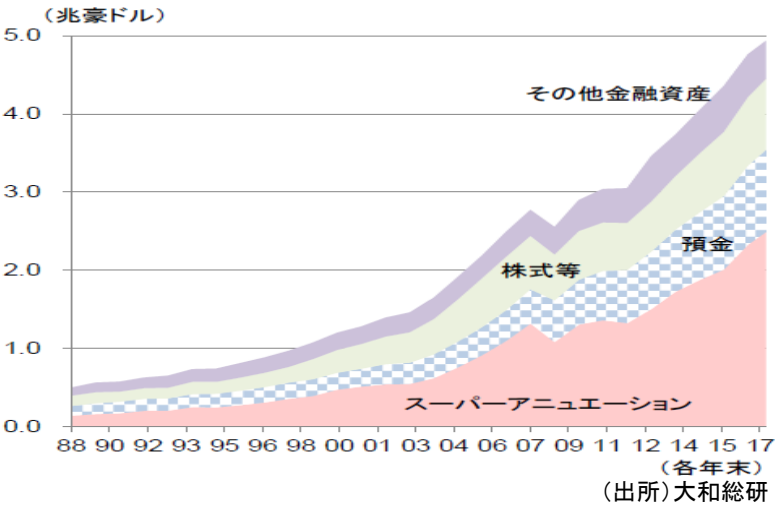
5. 「今後の検討における主な視点（例）」視点②に対する具体的な考え方

英国における私的年金の加入者数の推移と労働者加入率

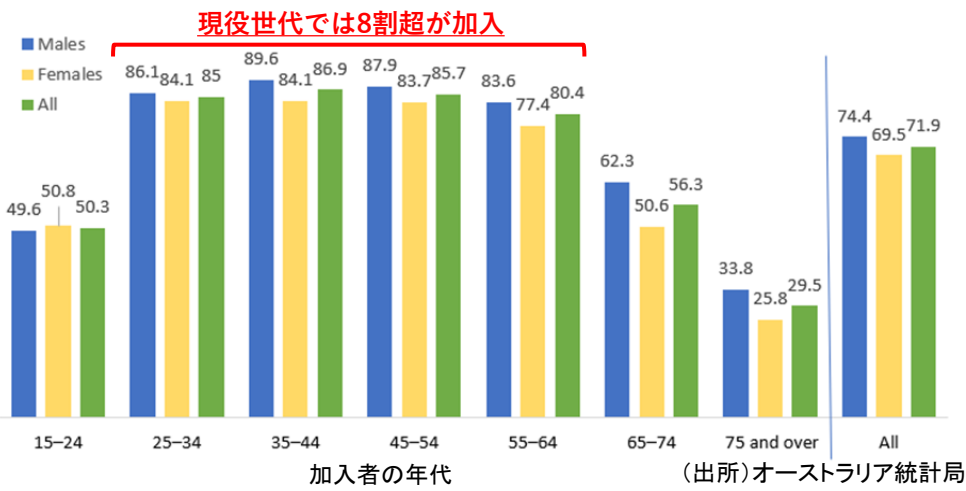


オーストラリアの確定拠出年金の残高推移と加入率

オーストラリアの家計金融資産残高と構成割合



オーストラリアの年代別加入者率(2017-2018年)



5. 「今後の検討における主な視点（例）」視点②に対する具体的な考え方

(4) iDeCoの各種手続き簡素化・迅速化、マイナンバー活用も含め事務手続き効率化

- iDeCoは煩雑な事務手続きが、その普及のハードルになっている。
- 2024年12月には、従業員のiDeCo加入時・転職時における事業主証明書の発行や年1回の現況確認の廃止が予定されているなど改革が進められているものの、老後へ備えるための手段が国民に広く平等に普及するためには、もう一歩進めてiDeCoにおける事務手続きを簡素にする必要がある。

⇒ マイナンバーを活用することにより、iDeCoにおける事務手続きを簡素化する方策も検討してはどうか。

【具体的なスキーム案：日本年金機構におけるマイナンバーの利用を参考】

- ① 国民年金基金連合会等において、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけて管理等を行っていただく。
- ② 金融機関の受付窓口では加入申込みにマイナンバーを利用する（金融機関が別に管理しているものも利用可能）。
- ③ 国民年金基金連合会等がJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）の本人確認情報を利用いただければ、加入者にとって都度の住所変更の手続き等が不要になる。

国民年金基金連合会 御中 [届書コード 01011] 事務処理センター用

個人型年金加入申出書 1枚目

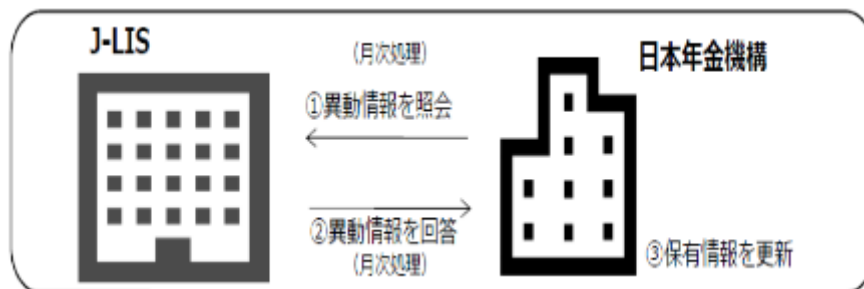
●必ず記入事項をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の□にはし点をご記入ください。●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の両面余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。

1. 申出者 全ての加入申出者をご記入ください。▼加入者自ら記入する場合は「本人記入」の欄に記入してください。

氏名	フリガナ 年金 一郎	印	基礎年金番号 1234-567890
住所	〒123-4567 東京都〇〇区△△1-23-45	ビル	3456-7890

(注) 記載ミスや金融機関の受付窓口では
分からないことが多い基礎年金番号から、
マイナンバーの利用へ

日本年金機構で保有する情報の更新イメージ



(出所) 日本年金機構HPより引用

6. 「今後の検討における主な視点（例）」視点③に対する具体的な考え方

(5) 指定運用方法の実績にもとづく検証と見直し

- これまでの運用実績に鑑みると元本確保型商品は積立投資効果が小さく、また、実質的な購買力が低下するなどインフレリスクに弱い。長期的な資産形成に適した指定運用方法（ターゲットデットファンドなど、元本確保型ではない商品）を選定することが有用と考えられる。

【参考】「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」（平成13年8月21日年発第213号通知・別紙） 抜萃
第4 運用の方法の選定及び提示に関する事項 ー 2. 法第 23 条の2の指定運用方法に関する事項

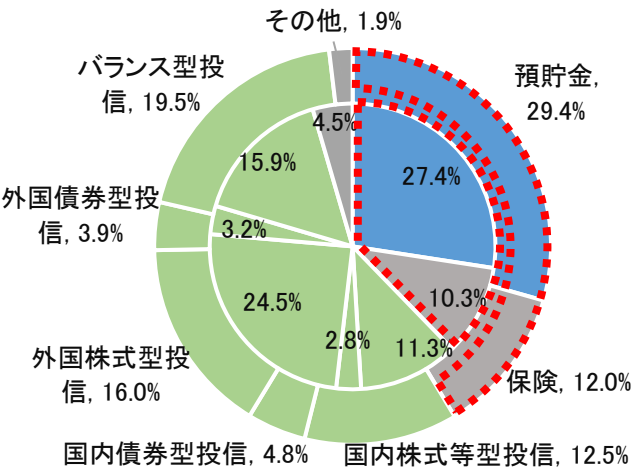
(1) 指定運用方法の基本的な考え方と基準

指定運用方法については、指定運用方法で運用を継続する加入者が一定数存在することが想定されることから、加入者が自ら運用の方法を選択して運用する場合と同様に、確定拠出年金制度の趣旨を踏まえ、高齢期の所得確保に資する運用を目指すものであることが求められる。～（略）～施行規則第 19 条に規定する指定運用方法の基準（要件）～（略）～については、さらに以下に留意すること。

① 「物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴う資産価値の変動による損失の可能性」

インフレリスク（将来の実質的な購買力を確保できない可能性）、為替リスク、金利リスク、信用リスク、価格変動リスク等のことを想定。～（略）～

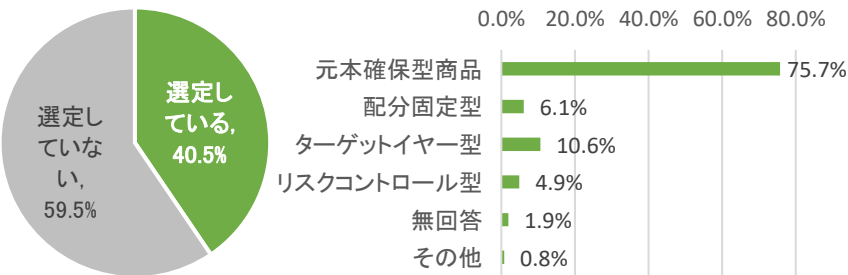
我が国における企業型DC（外円）/iDeCo（内円）の運用（2022年3月）



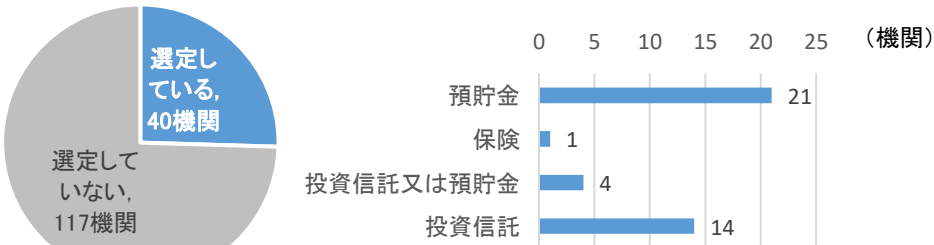
【元本確保型の選択割合】企業型DC：41.4%、iDeCo：37.7%

（出所）運営管理機関連絡協議会統計資料

【企業型DC】指定運用方法の選定状況（2021年3月）



【iDeCo】運営管理機関における指定運用方法の選定状況（2022年7月）



（企業年金連合会及び国民年金基金連合会公表資料より日証協作成）

6. 「今後の検討における主な視点（例）」視点③に対する具体的な考え方

(参考)長期・積立・分散投資の効果(日経平均株価・TOPIX)

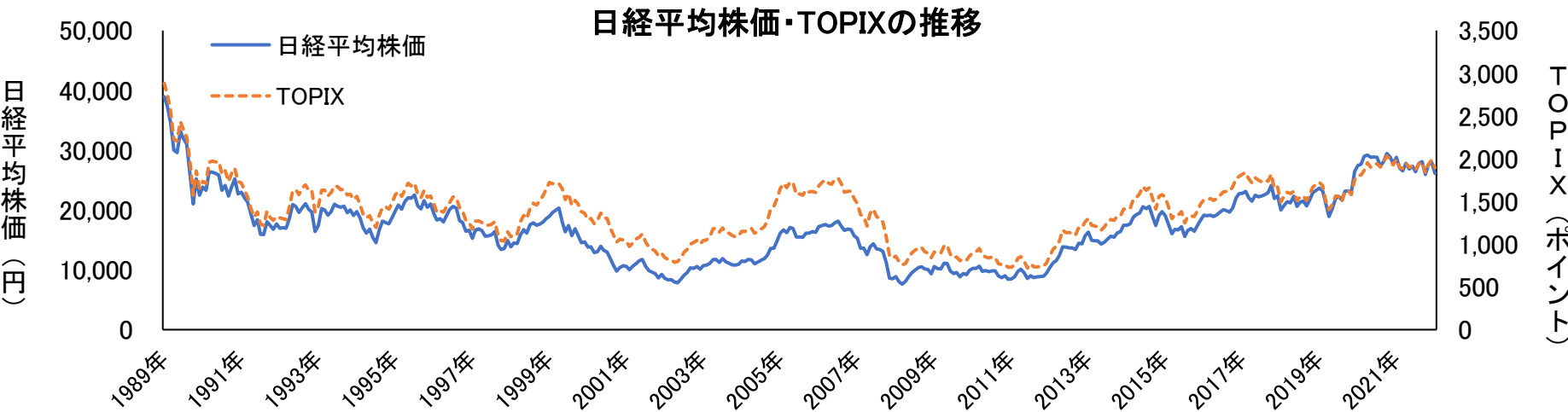
- 日経平均株価、TOPIXは未だにバブルのピーク時(1989年12月末時点)の水準まで回復していない。そのため、ピーク時にこれらの指数に一括投資を行った投資家は未だ含み損の状態。
- しかし、毎月一定額を買い付ける積立投資の場合は含み益となっており、預金での運用より有利となっている。
⇒「バブル崩壊後のデフレ経済下においては、預金による資産形成が有利であった」という理解は誤り。

1989年12月～2022年12月の投資パフォーマンス	日経平均株価		TOPIX		銀行預金
	1万円／月の積立投資	同額を一括投資	1万円／月の積立投資	同額を一括投資	1万円／月を預け入れ
総積立金額(元本金額)	397万円				
2022年12月末時点の時価評価額	684万円 (+72.3%)	266万円 (▲32.9%)	579万円 (+45.8%)	261万円 (▲34.3%)	415万円 (+4.5%)

銀行預金預入れの1.6倍

銀行預金預入れの1.4倍

(注)銀行預金は、年末時点の残高に当時の定期金利利回りを適用して計算(複利)。

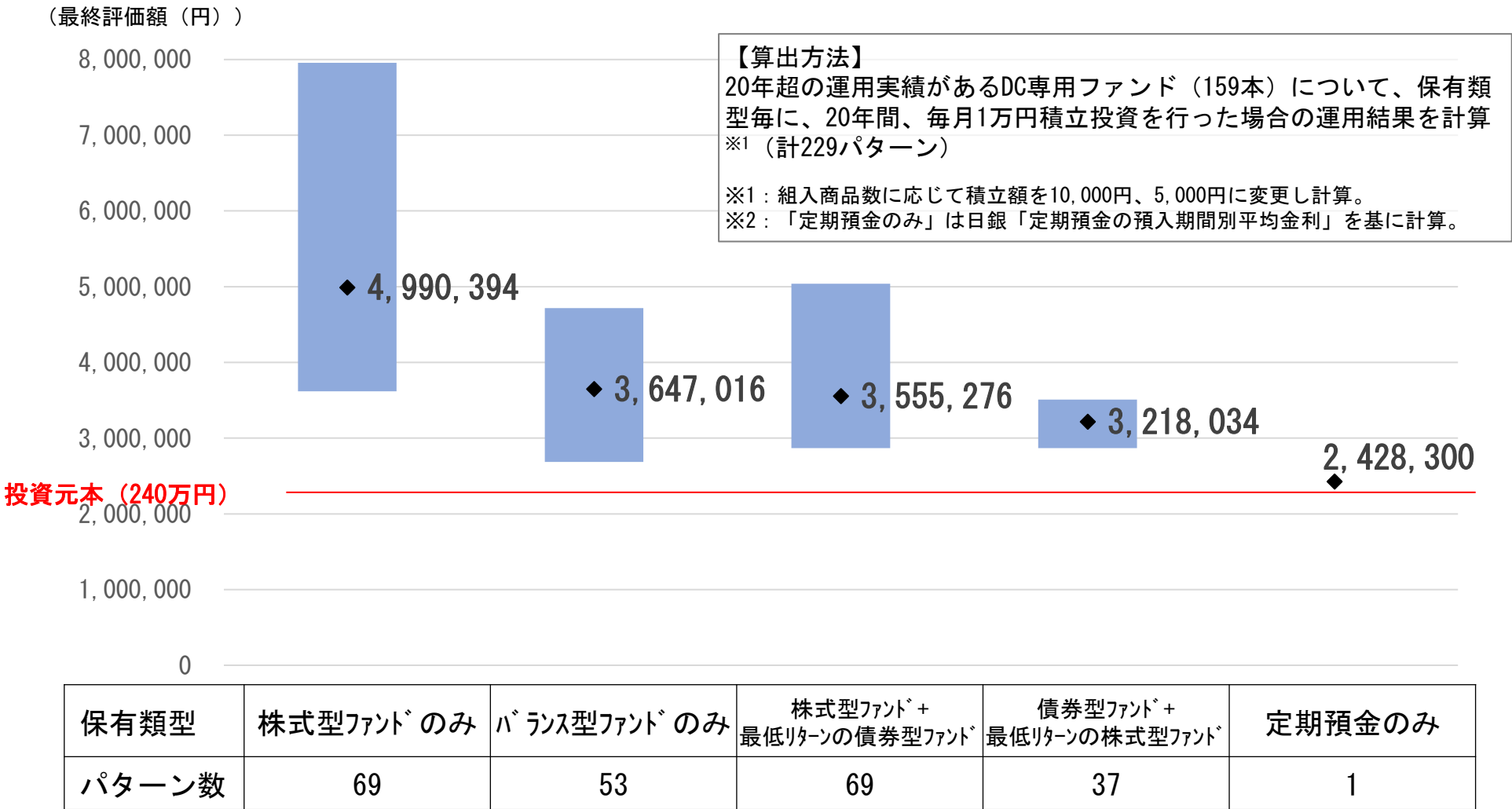


(出所)日本銀行、日本取引所グループ、日本経済新聞社

6. 「今後の検討における主な視点（例）」視点③に対する具体的な考え方

(参考)DC専用ファンドの運用実績(2022年11月)

※ 保有類型毎に20年後の評価額の最大値と最小値の幅を表示。◆は平均値。



(出所) 投資信託協会調べ

6. 「今後の検討における主な視点（例）」視点③に対する具体的な考え方

- 米国では、年金保護法（2006年）により、従業員の「自動加入」及び「拠出額の自動引上げ」導入による“選択できない”加入者の受け皿を整備するとともに、労働省規則（2007年）により、分散投資効果が期待でき長期的なリスク・リターンに適した「適格デフォルト商品（QDIA）」の要件が明記された。
- 当時、デフォルト商品としてターゲットデートファンド等を設定した場合に事業主が元本割れの責任を問われる問題があったことから、労働省規則では、一定要件を満たした「適格デフォルト商品（QDIA）」を選択した事業主は、加入者が損失を被った場合においても免責される措置（セーフハーバー）が盛り込まれた。

⇒ 我が国においても、事業主が元本確保型以外の商品を指定運用方法として選定した場合における、事業主のセーフハーバーの一層の明確化を図ってはどうか。

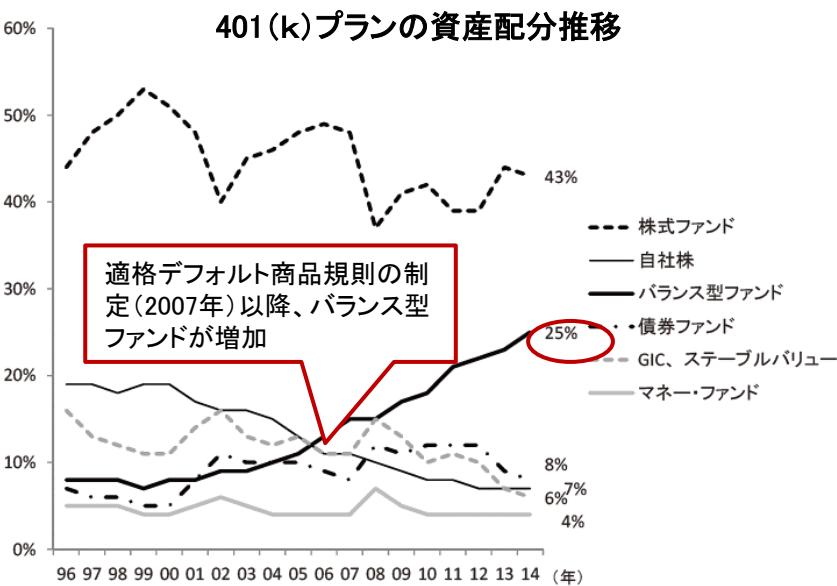
◆ 労働省による「適格デフォルト商品（QDIA）」要件定義

商品タイプ	商品例
①加入者の年齢及び退職日を考慮した投資商品の組み合わせ	・ターゲットデートファンド ・ライフサイクルファンド
②加入者の年齢及び退職日を考慮して既存の資産配分を管理する商品	・（専門的）マネージドアカウント
③従業員の平均的な特徴を考慮した商品の組み合わせ	・バランス型ファンド
④元本維持商品 （A cash preservation product）	・ステーブルバリューファンド

（注）加入当初の120日限定

アメリカ労働省が元本確保型商品を制限した理由

- ・長期的な観点からすればリターンが低い
- ・元本確保型商品から他商品選定のトレンドを阻害したくない
- ・元本確保型商品に政府のお墨付きを与えたくない



（出所）ICIより野村資本市場研究所作成